

【事例2】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私は、母から現金300万円、兄から上場株式500株の贈与を受けました。
 母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。平成31年1月1日において、私は20歳以上です。「一般税率」及び「特例税率」(注)を適用して暦年課税により申告します。
 なお、私は、母(甲野花子)からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。
 (注)「一般税率」及び「特例税率」については、2ページを参照してください。

神奈川 税務署長
 2年2月20日提出

令和01年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書)

F D 4 7 2 8

提出用 税務署受付印	住所	〒×××-×××× (電話 ××× - ××× - ××××)		横浜市港北区〇〇△丁目×番×号	
	フリガナ	コウノオサム		コウノオサム	
	氏名	甲野 修		甲野	
	個人番号 又は 法人番号	〇〇〇〇××××××××		〇〇〇〇××××××××	
	生年月日	3	4	2	0
	職業	自営業			

第一表
 (令和元年分以降用)

整理番号	名簿	補完	申告書提出年月日	財産細目コード	短期処理	確認
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。		取得した財産の明細		財産を取得した年月日	
i 特例贈与財産分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 (フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)	種類	目録区分・銘柄	数量	単価
	住所 目黒区〇〇△丁目×番×号 フリガナ コウノハナコ 氏名 甲野 花子 生年月日 3 1 6 . 1 1 . 0 4 続柄 2 目黒区〇〇△丁目×番×号	現金、 預貯金等	現金、 預貯金等	現金	
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)		①		3000000	

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

ii 一般贈与財産分	住所 世田谷区〇〇△丁目×番×号 フリガナ コウノタケシ 氏名 甲野 武 生年月日 3 4 0 . 1 2 . 2 4 続柄 8 千代田区〇〇町×丁目×番×号 △△証券△△支店	有価証券 上場株式等	〇〇 株式会社	500株	3,000	平成 令和 31年01月15日
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)		②		1500000	
配偶者控除額(右の事実該当する場合には、... (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額))		③		0		

【合計欄】		暦年課税分(③の控除後の課税価格)		課税価格の合計額(①+②+③)	
I 相対時精算課税分	暦年課税分の課税価格の合計額(①+(②-③))	④	4500000	⑬	4500000
	基礎控除額	⑤	1100000	⑭	4166000
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	3400000	⑮	0
	⑥に対する税額(贈与税の速算表を使用して計算します)	⑦	416666	⑯	0
	外国税額の控除額	⑧	0	⑰	0
	医療法人持分税額控除額	⑨	0	⑱	0
	差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩	416666	⑲	0
	相対時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額)	⑪	0	⑳	4166000
	相対時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額)	⑫	0	㉑	0
				㉒	0

転記します。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印
 確認者印

(資5-10-1-1-A4統一)(令和10)

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	㊦	3,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	㊧	1,500,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	㊨	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【㊦+㊧-㊨】 (申告書第一表の④の金額)	㊩	4,500,000円
基礎控除額	㊪	1,100,000円
㊩の控除後の課税価格【㊩-㊪】 (申告書第一表の⑤の金額)	㊫	3,400,000円
㊫の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。	㊬	410,000円
特例贈与財産に対応する税額 【㊫×㊦/㊩】	㊭	273,333円
㊫の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。	㊮	430,000円
一般贈与財産に対応する税額 【㊫×(㊧-㊨)/㊩】	㊯	143,333円
税額(㊬+㊯) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㊰	416,666円

(例) 特例贈与財産 5,000,000 円及び一般贈与財産 10,000,000 円を取得した場合

〔特例贈与財産の価額(㊦)と一般贈与財産の価額(㊧)の合計額(㊩)から基礎控除額(㊪)を控除した課税価格(㊫)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(㊬・㊯)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額(㊰)を計算します。〕

- 特例贈与財産に対応する税額(㊬及び㊭欄の計算)
 $㊫13,900,000円 \times 40\%$ (特例税率) $- 1,900,000円$ (控除額) $= ㊬3,660,000円$
 $㊬3,660,000円 \times (㊦5,000,000円 / ㊩15,000,000円)$
 $= ㊭1,220,000円$ (注: 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。)
- 一般贈与財産に対応する税額(㊯及び㊮欄の計算)
 $㊫13,900,000円 \times 45\%$ (一般税率) $- 1,750,000円$ (控除額) $= ㊯4,505,000円$
 $㊯4,505,000円 \times (㊧10,000,000円 - ㊨0円) / ㊩15,000,000円)$
 $= ㊮3,003,333円$ (注: 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。)
- 贈与税額の計算(㊰欄の計算)
 $㊭1,220,000円 + ㊮3,003,333円 = ㊰4,223,333円$

【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限り、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

特例贈与財産の価額(㊦3,000,000円)と一般贈与財産(㊧1,500,000円)の合計額(㊩4,500,000円)から基礎控除額(㊪1,100,000円)を控除した課税価格(㊫3,400,000円)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額(㊬410,000円・㊯430,000円)について、それぞれの財産に対応する税額(㊭273,333円・㊮143,333円)を計算し、その合計額(㊰416,666円)を計算します。